

# 公益社団法人日本橋法人会 部会運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本橋法人会(以下「この法人」という。)定款第32条の規定に基づき、部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 この法人の部会は、別表に掲げるところにより設置する。

2 必要に応じ理事会の承認を得て、他の部会を置くことができる。

(事業の分掌)

第3条 部会は、この法人が定款第4条の事業を行なうに当たり、別表に掲げるところより業務の分掌をする。

2 部会は、この法人の目的に適った事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(部会の構成)

第4条 部会は、次の者をもって構成する。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 若干名

(3) 世話人(又は「幹事」以下同じ) 若干名

(4) 部会員

2 部会長は、世話人の互選により選任し、会長がこれを委嘱する。

3 副部会長は世話人の互選により選任し、部会長がこれを委嘱する。

4 構成員のうち、世話人は、第1項第1号から第3号の者とする。

5 部会員は、この法人の正会員及び賛助会員とする。

(世話人の任期)

第5条 部会役員の仕事は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する部会の定時連絡協議会の終了の日までとする。

(世話人の職務)

第6条 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 世話人は、部会長の指示により、部会の事業執行の任に当たる。

## 第2章 会議の設置

(設置)

第7条 部会の会議は定時連絡協議会および世話人会とし、部会長がこれを開催する。

2 定時連絡協議会は毎年、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

(招集の手続)

第8条 会議は、次の事項を定め、部会長が招集する。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項

(3)その他必要な事項

### 第3章 会議の議事

(議長)

第9条 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは、部会世話人の中から世話人会において選任する。

(会議の議事)

第10条 会議の議事は、出席世話人の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事の経過及びその結果を記載した簡易な議事録を作成するものとする。

(議決事項等の報告)

第12条 会議において決議した事項は、理事会に報告しなければならない。

### 第4章 予算及び決算

(予算及び決算報告)

第13条 部会の予算および決算は、事業計画および事業報告と共に理事会に報告し、その承認を得なければならない。

2 部会の会計年度は1年とし、4月1日より3月31日とする。

### 第5章 雑則

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成27年3月6日から施行する。

別表 部会の職務分掌

部会名	分 掌 業 務
特別研修部会	<p>(組織) この法人の会員のうち法人会理念の実践を目指して、特別な研修を志す者をもって組織する。</p> <p>(目的) この法人の理念に則り健全な税務、経営知識の相互研鑽を図ることによって、他の範となる法人会員を育成し、もって法人会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 1. 税、経営に関する知識に必要な研修会、講演会及び施設見学会等の実施 2. 部会員相互の交流、協調に関する事業 3. その他この法人の目的を達成するために必要な事項</p>
女性部会	<p>(組織) この法人の会員企業のうち、女性役職員等で、この部会の趣旨に賛同する者を以て組織する。</p> <p>(目的) 資質の向上を図ると共に、この法人の目的を達成のために寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 1. 税法、税制に関する講習会、研修会等の開催 2. 租税教室の実施 3. 経営に関するセミナー及び研修視察等の開催 4. 女性の教養に資する事業 5. 関係官庁との懇談会 6. 部会員相互の連絡協調を図るための旅行会及びレクレーション行事 7. この法人の事業活動に対する支援協力活動 8. その他この法人の目的を達成するために必要な事項</p>
源泉部会	<p>(組織) この法人の会員のうち大口徴収義務者をもって組織する。</p> <p>(目的) 源泉税徴収義務者として必要な法規並に取扱の研修を行なうと共に、相互の連絡協調を図り、以て優良な源泉税徴収義務者として税務行政に協力することを目的とする。</p> <p>(事業) 1. 源泉税の法規並に取扱等についての研修会、講習会その他部会員の指向上に必要な事業 2. 税務当局との連絡協調 3. 部会員相互の連絡協調 4. その他この法人の目的を達成するために必要な事項</p>

<p>青年部会</p>	<p>(組織) この法人の会員のうち青年層(若手経営幹部の有志)を以って組織する。</p> <p>(目的) 企業経営に関する諸問題の研修、討論その他経営幹部として必要な諸事項の研鑽を行うと共に、関連活動を通じて企業及びこの法人の発展に資する。</p> <p>(事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 租税教室の実施</li> <li>2. 企業経営上の諸問題に関する研修会、討論会、研究会、懇談会等の実施</li> <li>3. 法律、経済、時事問題等経営幹部に必要な知識の習得の為の研修会、講演会等の実施。</li> <li>4. 部会員相互の親睦会の実施</li> <li>5. この法人の事業活動に対する支援協力活動</li> <li>6. その他この法人の目的を達成するために必要な事項</li> </ol>
-------------	--